

青森県報

第六百五十四号

令和五年
八月二十八日
(月曜日)

目次

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……
○右 同……………	(同) ……
○生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……
○生活保護法による指定医療機関の事業所の名称変更の届出……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……
○右 同……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) ……

告 示

よる指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出…………… (同) ……

○道路の区域の変更…………… (道路課) ……

○道路の供用の開始…………… (同) ……

正 誤

○令和五年八月七日定例規期中…………… (障害福祉課) ……

青森県告示第五百十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
駅前クリニック	五所川原市大字大町一	令和五・五・三
阿部医院	平川市柏木町藤山三七の八	五・六・六
テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一五	五・七・五

青森県告示第五百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

社会福祉法人音羽会	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山六五の四一二	シノーステーション 向外瀬	弘前市大字田町五丁目六の四	令和五・五・三		

青森県告示第五百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

調剤薬局ツルハドラッグ十和田中央店	名称	所在地	指定年月日
駅前クリニック	五所川原市大町一	令和五・六・一	
こみせ通りクリニック	黒石市前町一五	五・七・一	
テルス薬局弘前東	弘前市大字境関字西田二八の一	五・七・六	

青森県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前	区分	事業所	変更年月日
有限会社 ボールハールト	平川市柏木町東田四四の六	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション かふく	令和五・七・一
訪問看護ステーション かふく	弘前市大字清水三丁目一の一五	所在地		

青森県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

居宅介護事業者	居宅介護事業者	廃止年月日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	
居宅介護事業の種類		

変更前	変更後
株式会社 ポータル ホール	株式会社 ポータル ホール
平川市柏木 町東田四四 の六	平川市柏木 町東田四四 の六
訪問看護 介護予防	訪問看護 介護予防
訪問看護 ステーション か ふく	訪問看護 ステーション か ふく
弘前市大字 清水三丁目 の一五	弘前市大字 清水三丁目 の一五
令和 五・七・一	令和 五・七・一

青森県告示第五百二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	テルス調剤薬局
所 在 地	弘前市大字境関字西田三二の一五
廃止年月日	令和五・七・五

青森県告示第五百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号

の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	調剤薬局ツルハドラッグ十和田中央店
所 在 地	十和田市稲生町一三の三九
指定年月日	令和五・六・一

青森県告示第五百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	居宅介護事業者
名称	主たる事務所の所在地
事業の種類	居宅介護
名称	所在地
変更年月日	

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			本八戸停車場線	八戸市内丸一丁目一四の二三から 八戸市内丸二丁目一四の二四まで	敷地の幅員 一八〇・九〇メートルから 一〇・二〇メートルまで	敷地の延長 一八〇・八〇メートル	二五四・六〇メートル	

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第五百二十四号

変更後	変更前	変更後	変更前
ポータル ホール	ポータル ホール	法人 一般社団 会 人 福 泉	三戸郡 南部 町 大字 福 田 一 字 赤 坂 脇 一 字 赤 坂 脇 一 字 赤 坂 脇 一
の六	平川市 柏木 町 東 田 四 四	通所 介護	三戸郡 南部 町 大字 福 田 一 字 赤 坂 脇 一
訪問 看護	訪問 看護	訪問 看護	三戸郡 南部 町 大字 福 田 一 字 赤 坂 脇 一
訪問 看護 センター か ふく シ ョ ン	訪問 看護 センター か ふく シ ョ ン	訪問 看護 センター か ふく シ ョ ン	三戸郡 南部 町 大字 福 田 一 字 赤 坂 脇 一
一 清 水 三 丁 目 の 一 五	弘前市 大字 清 水 三 丁 目 の 一 五	三戸郡 南部 町 大字 福 田 一 字 赤 坂 脇 一	令 和 五 ・ 六 ・ 一
五 ・ 七 ・ 一	五 ・ 七 ・ 一	五 ・ 六 ・ 一	五 ・ 六 ・ 一

青森県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年九月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

変更後	変更前	区分	
ポータル ホール	ポータル ホール	名 称	介 護 予 防 事 業 者
の六	平川市 柏木 町 東 田 四 四	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 者 の 種 類
訪問 看護	訪問 看護	名 称	介 護 予 防 事 業 所
訪問 看護 センター か ふく シ ョ ン	訪問 看護 センター か ふく シ ョ ン	所 在 地	変 更 日
一 清 水 三 丁 目 の 一 五	弘前市 大字 清 水 三 丁 目 の 一 五	令 和 五 ・ 七 ・ 一	令 和 五 ・ 六 ・ 一
五 ・ 七 ・ 一	五 ・ 七 ・ 一	五 ・ 七 ・ 一	五 ・ 六 ・ 一

青森県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年九月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字葛蒲谷地三二の一〇から三戸郡田子町大字田子字葛蒲谷地三二の六四まで	令和 五・ 八・二六

正 誤

障害福祉課

発行年月日	区分	ページ	段	行	誤	正
令和 五・ 八・ 二六 第六四六号	規則	第二五号	二	下	一一一	医師が 医師の

後

二一六・七〇〇メートルから
二八・七〇〇メートルまで

二五四・六〇メートル

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭